5　被保険者でない労働者に対する給付金
(一)　政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者の失業の予防を図るため、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった被保険者でない労働者（厚生労働省令で定める者を除く。）に対して、予算の範囲内において、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に準じて特別の給付金を支給することができることとした。（第五条第一項関係）
(二)　(一)の給付金の支給について雇用保険法の立入検査等に関する規定を準用するものとした。（第五条第二項関係）
6　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の受給権の保護
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び5の(一)の給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができないこととした。（第六条関係）
7　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の公課の禁止
租税その他の公課は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び5の(一)の給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができないこととした。（第七条関係）
8　厚生労働省令への委任
この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定めることとした。（第八条関係）
9　施行期日等
(一)　雇用保険法の一部改正
(1)　国庫は、令和二年度及び令和三年度における求職者給付等に要する費用の一部に充てるため、新型コロナウイルス感染症等の影響による経済情勢の変化及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、雇用保険法附則第一四条第一項に規定する額のほか、予算で定めるところにより、その費用の一部を負担することができることとした。（附則第三条関係）
(2)　国庫は、令和二年度及び令和三年度における4の事業並びに同事業を実施する期間において実施する雇用保険法第六二条第一項第一号に掲げる事業及び同項第六号に掲げる事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するために実施する事業であって、厚生労働省令で定めるものに限る。）に要する費用のうち、これらの事業に基づき支給又は助成をする額と同法第一六条第一項の規定による基本手当の日額の最高額との差及び当該支給又は助成に係る事業主が中小規模の事業者であるか否かの別を考慮して政令で定めるところにより算定した額について負担するものとした。（附則第三条関係）
(二)　特別会計に関する法律の一部改正
(1)　一般会計から雇用勘定への繰入れの暫定措置
令和二年度及び令和三年度においては、予算で定めるところにより、(一)の(2)の事業に要する費用で国庫が負担するものに相当する額は、一般会計から雇用勘定に繰り入れるものとした。（附則第四条関係）
(2)　雇用勘定の積立金の特例
雇用勘定の積立金に関し、次の特例を設けることとした。（附則第四条関係）
イ　令和二年度及び令和三年度において、雇用勘定の積立金は、育児休業給付費を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができることとした。
ロ　イにより繰り入れた金額の総額等については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の育児休業給付費充当歳入額から当該年度の育児休業給付費充当歳出額を控除して残余がある場合には、当該繰り入れた金額の総額等の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならないこととした。
ハ　令和二年度及び令和三年度において、雇用勘定の積立金は、雇用安定事業費（雇用保険法第六二条第一項第一号に掲げる事業及び4の事業に要する費用に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができることとした。
ニ　ハにより繰り入れた金額の総額等については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の二事業費充当歳入額から当該年度の二事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、当該繰り入れた金額の総額等の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならないこととした。
(三)　施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。

◇令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律（法律第五五号）（厚生労働省）

1　令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等
(一)　権利の差押え等の禁止
令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととした。（第一項関係）
(二)　金銭の差押えの禁止
令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないこととした。（第二項関係）
(三)　定義
この法律において「令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等」とは、次に掲げる給付金をいうこととした。
(1)　都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村から支給される給付金で、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、低所得であるひとり親世帯への支援の観点から支給される令和二年度の一般会計補正予算（第2号）における母子家庭等対策費補助金を財源とするもの（第三項第一号関係）
(2)　都道府県から支給される給付金で、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、医療機関、介護サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に勤務する職員等に対し慰労金として支給される令和二年度の一般会計補正予算（第2号）における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とするもの（第三項第二号関係）
2　施行期日等
(一)　経過措置
この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等についても適用することとした。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこととした。（附則第二項関係）
(二)　施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行令（政令第一八七号）（厚生労働省）

1　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律第三条第一項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者に係る雇用保険の延長給付に関する調整の特例を定めるものとした。（本則関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。
